

平成22年度に実施する調査

1. 基本精度管理調査（注1）

（1）土壌試料

項目：重金属類（鉛、銅、ふっ素、カルシウム）

分析方法：「土壌汚染対策法施行規則第5条第4項第2号の環境大臣が定める土壌含有調査に係る測定方法」（平成15年環境省告示第19号）

選択理由：長期計画（注2）に基づき実施する。

土壌汚染対策法による土壌含有量の基準項目については、基準値が設定され、測定方法が規定されている。

2. 高等精度管理調査（注1）

（1）模擬大気試料

項目：揮発性有機化合物（注3）

・詳細項目（ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、トリメチルベンゼン類（1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン）、四塩化炭素）

・参照項目（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等、その他の項目）

分析方法：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）に定める方法又は「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成20年環境省水・大気環境局大気環境課）に定める「容器（キャスター）採取-ガスクロマトグラフ質量分析法」

選択理由：長期計画（注2）に基づき実施する。

昨年度調査を踏まえた追跡調査とする。

有害大気汚染物質等として、物質によっては環境基準値又は指針値（優先取組物質）が設定されている。

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に規定されている。

（2）模擬水質試料

項目：要監視項目（農薬）及び要調査項目

・要監視項目（ジクロロポス、フェノブカルブ）

・要調査項目（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA））

分析方法：「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日、環水規第121号、環境庁水質保全局水質規制課）

又は

「要調査項目等調査マニュアル（水質、底質、水生生物）」（平成20年3月、環境省水・大気環境局水環境課）

選択理由：長期計画（注2）に基づき実施する。

昨年度調査を踏まえた追跡調査とする。

農薬（ジクロロポス、フェノブカルブ）については、要監視項目として指針値が設定され、測定方法が規定されている。

PFOS及びPFOAについては、要調査項目等であり、測定方法が示されている。

（3）底質試料

項目：PCB

分析方法：「底質調査方法」（昭和63年又は平成13年）

又は

「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル(水質、底質、水生生物)」
(平成10年10月、環境庁水質保全局水質管理課)

選択理由：PCBについては、底質の暫定除去基準値が設定されている。
底質調査方法に規定する項目であり、測定方法が示されている。

(注1)「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が規定されている測定項目に対する調査、
「高等精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法が規定されていない(または規定されて間もない)
又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。

(注2)平成18年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査の
あり方について」による。

(注3)参照項目については、分析条件等の調査はせず、分析結果の報告のみとする。